

大田区内部統制取組方針

大田区は、「大田区基本構想」（令和6年3月策定）で掲げた将来像「心やすらぎ未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」の実現に向け、施策の着実な推進に取り組んでいます。

一方、区の将来を見据えると第31次地方制度調査会答申（平成28年3月16日）において、今後の人口減少がもたらす様々な課題が指摘されるとともに、持続可能な行政サービス提供のための体制確保の必要性が挙げられています。

これら山積する行政課題に的確に対応していくためには、限りある行政資源を最大限に活用するとともに、職員一人ひとりの力を結集して課題に対応していくことが必要です。

こうしたことから、区は「区民から信頼される区政」の実現に向け、事務事業の適正な執行をより確固たるものとするため、内部統制機能の充実及び運用に関する「内部統制取組方針」を次のとおり定めます。

1 コンプライアンスの推進

法令その他の規範を遵守し、改めて服務規程の徹底や個人情報及び職務に関する情報を適切に管理することを組織全体で取り組んでいきます。

2 業務の効率的かつ効果的な遂行

大田区スマートワーク宣言を踏まえ、意識改革、業務の効率化、事務事業の見直しを継続し、効率的かつ効果的にその業務を遂行できるようにすることで業務の目的達成を図ります。

3 財務等に関する適切な事務の遂行

財務等の事務の信頼性を確保するため、会計事務その他の業務プロセスにおいて、リスクを的確に把握し、適切な事務の遂行を行います。

4 区民の大切な資産の適切な管理運用

区が保有する資産を把握し、適切な活用及び処分等を行います。

今後は、この取組方針に基づき、組織として内部統制を推進し、その状況について公表します。

令和7年7月24日

大田区長 **鈴木晶雅**